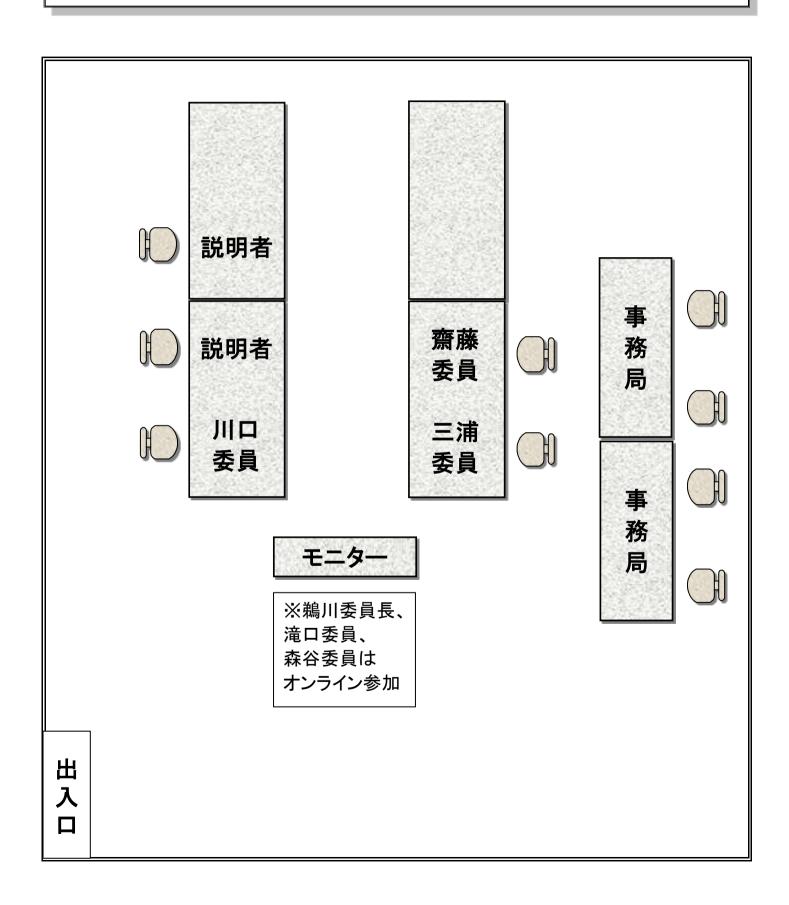
氏 名	所 属 等
◎鵜川 正樹	監査法人ナカチ (公認会計士)
川口 貴史	一般財団法人東京 2025 世界陸上財団 総務企画室財務副部長(契約・調達課長事務取扱)
齋藤 政秀	東京都生活文化スポーツ局 国際スポーツ事業部事業調整第一課長
滝口 広子	弁護士法人北浜法律事務所 (弁護士)
三浦 大助	東京都生活文化スポーツ局 事業調整担当部長
森谷 真咲	公益財団法人日本陸上競技連盟 事務局経営企画部管理課長

◎委員長

契約·調達管理会議 座席表

14D会議室



契約 · 調達管理会議設置要綱

(目的)

第1条 公益財団法人日本陸上競技連盟(以下「連盟」という。)、東京都及び一般財団法人東京 2025 世界陸上財団(以下「財団」という。) は 2025 年世界陸上競技選手権大会(以下「本大会」という。) の準備、運営を実施するに当たり、本大会における買入れ、請負その他の契約の手続等の公正性、公平性及び透明性を担保するために、予算執行及び契約調達事務の厳正な確認を行うことを目的とし、三者共同で契約・調達管理会議(以下「本会議」という。) を設置する。

(所管事項・付議条件)

第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、財団において本大会の準備、運営のために 契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項に当てはまる案件について、契約手続 (予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定 等)及び契約締結(調達価格及び契約相手方の決定、入札手続きの適格性の判定等)が適 正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。

(1) 契約手続実施前

次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約手続実施前に精査、 確認を行う。

- ア 一件の予定価格2千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約
- イ 一件の予定価格4千万円以上の工事請負契約
- ウ 特命随意契約(予定価格 50 万円以上)
- エ 総合評価方式による契約
- オ プロポーザル方式による契約
- カ 収入案件(スポンサー契約関係)
- キ 社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認 を必要とする案件

(2) 契約締結前

- (1)で審議した案件について、次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、契約締結前に精査、確認を行う。
 - ア 低入札となった案件
 - イ 1者のみの応札となった案件
 - ウ 高落札となった案件
 - エ 収入案件(スポンサー契約関係)
 - オ 社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及びその他本会議において精査、確認 を必要とする案件

(組織)

- 第3条 本会議は、別紙に掲げる委員(委員長を含む。)で構成する。
- 2 委員長が特に必要と認めた場合は、臨時委員及びオブザーバーを置くことができる。

3 前項のほか、委員長が必要と認めるときは、委員でない者を本会議に出席させ、その意 見等を聴くことができる。

(委員長の職務及び代理)

- 第4条 委員長は、本会議を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

- 第5条 本会議は、必要の都度、委員長が招集する。委員長が認めるときは、委員の招集に 代えて、書面による合議を行うことができる。
- 2 本会議は、オンラインによる実施を妨げないものとする。

(定足数)

- 第6条 本会議は、全委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。また、少なくとも外部委員1名の参加がなければ会議を開くことができない。
- 2 オンラインによる委員の出席は、前項の出席に含めるものとする。
- 3 委員は、参集又はオンラインによる出席が困難な場合、書面による参加に代えること、 又は代理を立てることで、第1項の出席とみなすことができる。

(公開等)

第7条 本会議の会議は、原則、非公開とするが、後日、本会議の会議資料等を公開する。 ただし、関係者等の秘密情報が含まれる資料の公開については、当該関係者等の事前同意 を得るものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様 とする。

(事務局)

- 第9条 本会議の事務局事務は、三者が共同で行うものとし、事務局は東京都生活文化スポーツ局に置く。
- 2 本会議の精査、確認に要する資料は、契約調達を行う財団に帰属する。

(本会議の運営に要する経費の負担)

- 第 10 条 本会議の運営に要する経費のうち、本会議の開催会場の設営等開催に要する経費 については、東京都が負担する。
- 2 本会議の運営に要する経費のうち、連盟、東京都及び財団所属の各委員に係る本会議の 開催会場までの交通費その他の旅費については、その所属先が負担する。

(謝金の支払)

- 第11条 本会議は、外部委員に対し謝金を支払うことができるものとする。
- 2 外部委員への謝金の支払に関することは、東京都が行う。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年7月5日から施行する。

契約‧調達管理会議

委員名簿

委員長	学識経験者(公認会計士)
委員	学識経験者(弁護士)
委 員	公益財団法人日本陸上競技連盟
委 員	一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
委 員	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
委 員	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第一課長

契約・調達管理会議の付議基準について

新たに一般財団法人東京2025世界陸上財団が設立されたことを踏まえ、当面の間、適正な精査及び確認を実施するため、契約・調達管理会議設置要綱第2条(1)に基づき、以下の付議基準によることとする。

付 議 案 件	付 議 基 準
委託契約及び物品の買入れその他の契約	300万円以上
工事請負契約	800万円以上

【参考】

第2条 本会議は、前条の目的を達成するため、財団において本大会の準備、運営のために契約締結を予定する案件のうち、次に掲げる事項に当てはまる案件について、契約手続(予算執行、調達方式及び予定価格の決定、指名競争入札参加者の適格性の判定及び選定等)及び契約締結(調達価格及び契約相手方の決定、入札手続きの適格性の判定等)が適正に実施されているかについて、精査及び確認を行う。

(1) 契約手続前

次に掲げる事項のうち、いずれかに当てはまる案件について、入札実施前に精査、確認を行う。

- ア 一件の予定価格2千万円以上の委託契約及び物品の買入れその他の契約
- イ 一件の予定価格4千万円以上の工事請負契約
- ウ 特命随意契約 (予定価格 50 万円以上)
- エ 総合評価方式による契約
- オ プロポーザル方式による契約
- カ 収入案件(スポンサー契約関係)
- キ 社会全般に影響を及ぼすおそれのある案件及び<u>その他本会議において精査、確認を必要とする案件</u>

区分 その他

案 件 概 要

通

	共	
件名	ブダペスト大会を通じた東京PRに係る広告物掲出等業務契約	
契約主体	一般財団法人東京2025世界陸上財団	
調達方式	特別契約(特命随意契約)	
内 容		

- 当財団は、定款で、東京2025世界陸上の準備・運営に関する事業に加え、「開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資すること」を目的として定めていることから、世界の注目が集まる世界陸上ブダペスト大会を通じて、東京観光財団と連携して東京の魅力を発信
- 具体的には、令和5年8月19日から8月27日(9日間)まで開催される世界陸上ブダペスト大会で、以下の方法により、次期開催地である東京のPRを実施
- ① 競技会場におけるロゴの看板掲出
- ② 大会HPや公式プログラム等へのロゴ掲載
- ③ 大型スクリーンにおけるPR動画の放映
- ④ PR動画のCM放送
- ⑤ PRグッズ配布

調達方式が競争入札以外の場合の理由

- WAは、世界陸上大会の主催者であり、大会を管理・統制・監督する唯一の団体であり、大会に関する商業、マーケティング及びスポンサーの取り決めを行う権限を有する。 ○ このため、WAは、ブダペスト大会の競技会場等における広告やロゴの掲示、グッズ配布などの商業的な行為を行う権限を有する。
- 以上の理由から、ブダペスト大会における広告物掲出等に 係る商業的利用権はWAによってのみ取り決められるもので あるため、本事業を実施できる唯一の者としてWAを特命す る。

契約締結前付議理由

付議基準

入札・契約手続き等確認結果

所管部署

広報部広報課

※本契約は国際契約を予定しており、契約関係書類は英文で作成

契約・調達案件 個別確認表 (契約手続実施前)

案件名
ブダペスト大会を通じた東京PRに係る広告物掲出等業務契約

契約方式 特別契約(特命随意契約)

確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	●本案件は、一般財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資する事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。	
	●財団の定款等において定められた運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容が 適切なものであること	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
	●成果品の内容が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	●大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
入札契約方式の精査・確認		
調達方式が妥当なものであること	●競争入札によらずその事業者以外には契約の履行ができない等の理由により特定の事業者を指定する方式が 妥当であることを確認した。	